

平成28年度第4回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成28年5月23日
 担当部・課：生活環境部 環境課〔内線3377〕

<p>①件名</p> <p>土地の無償譲渡について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 石巻第二霊園整備事業を実施するに当たり、工事施工に必要となった分筆前の土地「石巻市南境字金沢 103-1」については、登記（表題部のみ）が「牡鹿郡稲井村南境」であり、市有財産と判断できたものの、寺院墓地として経営されてきた経緯があることから、当該墓地を経営する宗教法人の理解を得たうえで一部を工事用地として使用してきたものである。 当該土地は、石巻第二霊園整備に伴う施工範囲が確定したことにより、石巻市へ所有権保存登記、及び施工範囲に合わせた分筆登記を行っている。</p> <p>【目的】 分筆後の宗教法人が経営する墓地用地「石巻市南境字金沢 103-8」は、戦前から宗教法人が墓地を経営してきた実態があり、時効取得も可能な立場にあることから、墓地経営及び管理実態に合わせ、当該土地を宗教法人に無償譲渡しようとするものである。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第96条第1項第6号（議決事項） 地方自治法第237条第2項（財産の管理及び処分） 民法162条（所有権の時効取得）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成28年1月 行政財産登録手続きに伴う宗教法人が経営する墓地部分の取扱いについて検討 平成28年2月 法律相談を実施 平成28年3月 分筆前の「石巻市南境字金沢 103-1」を石巻市に所有権保存登記 平成28年4月 石巻第二霊園用地について行政財産に登録 分筆前の「石巻市南境字金沢 103-1」を「同 103-1」と「同 103-8」に分筆</p>
<p>⑤主な内容</p> <p>無償譲渡する土地の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所在 石巻市南境字金沢 2. 地番 103番8 3. 地目 墓地 4. 地籍 3,951㎡

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
無償譲渡することで、実態に合った土地の管理が可能となる。
⑦他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成28年6月 第2回定例会に議案「財産の無償譲渡について」を提案 平成28年6月 同上議案議決後、宗教法人に対し無償譲渡
⑨その他
なし